

～家屋敷課税について～

家屋敷課税とは？

名取市内に事務所・事業所・または家屋敷を有する個人で、名取市内に住所を有しない人についても、事務所・事業所・家屋敷を有することで名取市の行政サービスの受益者となるため、応益性
の見地から市・県民税の均等割（年額 6,200 円）がかかります。（地方税法第 294 条第 1 条第 2
号の規定により）

※平成 23 年度より、県民税均等割にみやぎ環境税分 1,200 円が含まれています。また、平成 26
年度より東日本大震災からの復興を目的とした地方税の特例により均等割の税額に 1,000 円加
算されました。

事務所・事業所・家屋敷とは？

◆事務所・事業所（個人の市県民税なので法人経営の事務所は対象外です。）

自己の所有に属するものであるかどうかは問わず、事業の必要から設けられた設備であり、そこ
で継続して事業が行われる場所をいいます。

事業が行われると認められるためには、ある程度継続性を持つものであることを要するため、2
～3 ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられたような仮事務所等は該当しません。

例：医師、弁護士、税理士、諸芸師匠などが住宅以外に設ける診療所、法律事務所、教授所、ま
たは事業主が住宅以外に設ける店舗など。

◆家屋敷

「自己又は、家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けた独立性のある住宅」（※）
であり、常に居住しうる状態であればよく、現実に居住していることを要しません。

自己所有であっても他人に貸し付ける目的で所有している住宅、居住が不可能な状態の住宅は課
税対象外となります。

（※）一戸建ての住宅やマンション、アパートや社宅等、いわゆる別荘や別宅、また常時妻子を住
ませ時々帰宅する関係にある住宅（＝単身赴任者が所有する住宅）も該当します。

■次の 1 又は 2 のどちらか全てに該当する方が、家屋敷課税の課税対象となります。

1	2
1 月 1 日現在、名取市に住民登録がない。	1 月 1 日現在、名取市に住民登録がある。
他市町村で市県民税が課税されている。	住民登録外居住者として、他市町から市県民税が課税されている。（住登外課税）
名取市に自分または家族が住むことを目的とした自由に居住することのできる独立性のある住宅、事務所または事業所を持っている。	名取市に自分または家族が住むことを目的とした、自由に居住することのできる独立性のある住宅、事務所または事業所を持っている。